

川口ダム自然エネルギーミュージアム10周年記念事業 企画運営業務に係る募集要綱

徳島県企業局（以下「企業局」という。）は、公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）により、「川口ダム自然エネルギーミュージアム10周年記念事業企画運営業務」（以下「本業務」という。）の受託者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

1 業務概要

(1) 委託業務名

「川口ダム自然エネルギーミュージアム10周年記念事業」企画運営業務

(2) 業務目的

企業局では、令和8年11月（下旬の土日祝日を予定）に「川口ダム自然エネルギーミュージアム」のリニューアルオープンを予定している。

本業務は、このリニューアルオープンに併せて、記念式典および記念イベントを実施するにあたり企画運営業務を行うものとする。

(3) 業務の内容

別添「川口ダム自然エネルギーミュージアム10周年記念事業企画運営業務概要説明書」のとおりとする。

(4) 委託期間

契約締結日から令和8年12月15日まで

2 募集スケジュール（予定）

令和8年6月26日（金）	募集開始
令和8年7月10日（金）	参加申込書等の提出期限
令和8年7月下旬（予定）	選定委員会審査実施
令和8年8月上旬（予定）	契約締結
令和8年8月中旬（予定）	業務開始

3 見積限度額

6,000千円（消費税及び地方消費税含む）

上記見積限度額には、人件費、事業費及びその他必要な経費を含むものとする。

4 契約の相手方の決定方法

次項に定める応募参加者の要件に該当する者から、企画提案を受け、別に定める委託業者選定委員会において内容審査を行った上、選考基準の評価の採点において基準点を満たし、かつ上位の者を、契約の相手方の候補者とする。

業務の実施に際しては、提案内容をそのまま実施するものではなく、選定後に候補者と企業局が協議・調整を行った上で、双方が合意に至った場合に契約を締結する。

5 応募参加者の要件

応募者は、業務を効果的かつ効率的に実施することができる者（複数法人等による場合は、連合体（以下、「コンソーシアム」という。）を含む。）とし、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。なお、（3）については、資格確認のため、徳島県警察本部に照会する場合がある。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- （2）徳島県建設工事入札参加資格停止措置要綱及び徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止又は指名回避の措置の対象となっていない者であること。
- （3）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者と認められる者でないこと。
- （4）役員（法人の監査役及び監事を含む。）のうち、次のいずれかに該当する者がいないこと。
 - ア 成年被後見人又は被保佐人
 - イ 破産者で復権を得ない者
 - ウ 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- （5）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされた者でないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者であっても、更生計画の認可の決定又は再生計画の認可の決定が確定した者については、当該申立てがなされていない者とみなす。
- （6）私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1項に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと。
- （7）労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守していない者でないこと。
- （8）法人税、法人事業税、法人県民税、地方法人特別税、消費税及び地方消費税並びに延滞金等を滞納していない者。
- （9）特定の政治活動又は宗教活動等を主たる目的とする団体、公序良俗に反する等適当でないと認められる者でないこと。

6 現地説明会の開催

希望者に対して現地説明会を開催する。

なお、説明会への参加の有無は、資格審査及び企画提案の評価に影響するものではない。

（1）開催日時

令和8年7月3日（金）午後1時から

(2) 集合場所

徳島県那賀郡那賀町吉野字イヤ谷72-1 徳島県企業局川口庁舎1階

(3) 内容

ア 概要説明

イ 川口ダム及びあくあ川口ベース（参加者のうち希望する者）

(4) 参加申込方法

参加を希望する者は、現地説明会参加申込書（様式第1号）を電子メールにて令和8年7月1日（水）午後5時までに事務局へ提出し、送信後、電話にて着信の確認を行うこと。なお、口頭での参加申込みは受け付けない。

(5) その他

ア 説明会への参加は、1者3名（共同企業体の場合は1企業体3名）までとする。

イ 募集要綱、仕様書等の書類は各自で用意すること。

7 応募手続き等

(1) 提出書類

プロポーザル選定に参加を希望する者は、次のとおり必要書類を提出すること。

内 容	大きさ	部数	提出期限
① 参加申込書（様式第2号）	A4版	正本1部	令和8年 7月10日 午後5時 (必着)
② 組織概要及び事業実績（様式第3号） （コンソーシアムの場合、構成員全て） ・組織等の概要が分かる書類（規約・組織図等） ・登記簿謄本（履歴事項全部証明書） ※写し可。 参加申込の到着日時点で3ヶ月以内のもの。			
③ コンソーシアムの場合 コンソーシアム協定書（様式例第1号）の写し 及びコンソーシアム委任状（様式例第2号）			
④ 企画提案書（様式第4号） ※⑤と兼ねて可 ⑤ プレゼンテーション用資料及び電子データ ⑥ 見積書（様式第5号） ※任意様式可	A4版	正本1部 副本5部	令和8年 7月21日 午後5時 (必着)

(2) 提出期限

ア 参加申込書等の提出

令和8年7月10日（金）午後5時必着とする。

イ 企画提案書等の提出

令和8年7月21日（火）午後5時必着とする。

(3) 提出方法

持参（午前9時から午後5時まで土日祝日を除く）又は郵送（書留又は配達記録）すること。

(4) 提出先及び問合せ先

〒770-0855 徳島市新蔵町1丁目86

徳島県企業局 事業推進課 エネルギー・地域貢献担当

電話：088-678-7683

ファクシミリ：088-678-7395

電子メール：kigyoukyokujigyousuishinka@pref.tokushima.lg.jp

8 応募書類等に係る質問

(1) 受付期限

令和8年7月9日(木)午後5時まで(必着)

(2) 質問の提出

当該公募に係る質問は、所定の様式(様式第6号)を用いて文書で行うものとし、「7 応募の手続き等(4) 提出先及び問合せ先」まで、書面持参、郵送、電子メールのいずれかの方法で提出すること。

(3) 質問の内容

原則として、当該委託業務に係る条件や応募手続きに関する事項に限るものとし、他の事業者からの参加申込状況や積算に関する内容等は受け付けない。

(4) 質問に対する回答

原則として、電子メールにより回答する。併せて、徳島県ホームページ上で公表する。

9 参加辞退

参加申込書提出後に企画提案の参加を辞退する場合は、辞退届(様式第7号)を持参又は郵送により、令和8年7月17日(金)午後5時までに提出すること。

10 評価及び審査基準

(1) 選定方法

企業局が設置する選定委員会において、提出された企画提案書をもとに、参加者のプレゼンテーションを実施した上で、提案内容や積算の妥当性等、総合的に評価し選定する。

ア プレゼンテーション実施日 令和8年7月下旬を予定

※日時及び場所は応募者に別途連絡するものとし、これを欠席した場合は、プロポーザルへの参加を辞退したものとみなす。

イ プレゼンテーション所要時間 1者あたり15分以内で説明すること

(説明15分、質疑10分)

※参加者数により時間は増減する場合もある。

(2) 審査基準

評価項目	評価の着目点	判断基準
提案内容	企画の独創性・演出力	仕様書の内容に基づき、具体的な計画内容が示されているか。 10周年記念に相応しい、特別感や感動のある演出が提案されているか。
	PR 効果・メッセージ性	自然エネルギーや企業局の取り組みが幅広い世代、特に子どもやファミリー層にわかりやすく伝わる工夫がなされているか。 集客増となるような提案がなされているか。
	イベント参加者や映像・SNS 展開への配慮	「見栄えがする」「拡散したくなる」ような視覚的工夫が凝らされているか。
実施体制	安全対策・スケジュール管理等	運営に必要な人員の配置や安全対策は適切か。
		各種申請やスケジュール管理は整っているか。
運営実績	実績件数・集客増の実績の有無	本業務と同種又は類似業務の実績はあるか。
		集客を増やしたアイデア等の実績があるか。
経済性	見積書の妥当性・内訳の明瞭さ	見積書の額及びその内訳が適切であるか。

(3) 選定結果

- ア 企画提案した全ての参加者に書面で通知する。
- イ 選定の経緯等に関する照会には一切応じない。
- ウ 選定結果に対する異議申立ては受理しない。
- エ 選定委員会において選定された委託先候補者は、契約手続を完了するまで企業局との契約関係を生じない。

(4) 選定結果の取消し

提出書類への虚偽の記載が明らかになった場合、委託先候補者に重大な瑕疵があった場合、事業執行の意思が認められない場合、又は事業執行能力がないと認められる場合は、選定結果を取り消すことがある。

1.1 契約の方法

委託契約にあたっては、選定された企画提案の内容及び見積金額でそのまま契約することを約束するものではなく、選定後に、企業局と委託先候補者は、企画提案を基に業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議を行い、双方が合意に至った場合に、契約予定者から改めて見積書を徴収し、内容を審査の上、契約を締結する。なお、企業局と委託先候補者の協議が整わない場合は、選定基準により総合的に順位付けを行った次位の者と協議を行うこととする。

1.2 留意事項

- (1) 次のいずれかに該当する場合には、失格又は無効とする。

- ア 参加資格、提出方法、提出先又は提出期限に適合しない場合

- イ 虚偽の内容が記載されている場合
- ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- エ 本要綱及び仕様に適合しない場合
- オ その他不正な行為等があったと認められる場合

(2) その他

- ア 応募は1参加者につき1件とする。
- イ 書類の作成はA4版(片面印刷)横書きとし、フォントは11ポイント以上で作成すること。なお、表・写真等を用いた補足資料を添付することができるが、できる限り簡潔なものとする。
- ウ 書類等の作成に用いる用語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位に限る。
- エ 企画提案書の作成及び提出に要する一切の費用は、応募者の負担とする。
- オ 提出された企画提案書の差し替え及び再提出は、原則認めない。ただし、書類の不足・不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じ、追加資料の提出を求める場合がある。
- カ 提出された企画提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。
- キ 提出された企画提案書、その他書類は、原則返却しない。
- ク 原則として、本業務の全部又は一部を第三者に委任し又は請け負わせてはならない。
ただし、業務を効率的に行う上で必要と認められる場合、事前に企業局の承諾を得た上で、業務の一部を委託することができる。
- ケ 業務の実施に当たっては、企業局と十分協議しながら事業を進めるものとする。
- コ 契約履行過程で生じた成果物、制作物の著作権は、企業局に帰属する。
- サ 採用された企画提案書をもとに企業局と受託者が協議し、業務を行うものとする。
- シ 提出された提案書類は原則情報公開の対象とする。
当要領及び仕様書にない項目で疑義が生じた場合は、その都度協議するものとする。
- ス この業務により知り得た秘密は、他人に漏らさないこと。
- セ 提出内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを提案した責任は、すべて提案者が負うものとする。